



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

160	形質変更時要届出区域の指定	(環境管理課).....	1
161	令和8年度前期技能検定の実施	(労働政策課).....	2
162	令和8年度随時技能検定の実施	(〃).....	5
163	特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課).....	8
164	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	8
165	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	8
166	〃	(〃).....	8
167	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	9
168	公有水面の埋立ての免許	(港湾空港振興課).....	9

○ 警察本部告示

2	交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	10
---	---	-------	----

○ 監査公表

	監査公表第1号	14
	監査公表第2号	14
	監査公表第3号	15
	監査公表第4号	15
	監査公表第5号	15
	監査公表第6号	15
	監査公表第7号	16
	監査公表第8号	16

○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	16
--	------	-------------	----

告 示

和歌山県告示第160号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、同条第2項に規定する形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 形質変更時要届出区域

西牟婁郡上富田町朝来字上内代518番1の一部、519番1の一部並びに518番1及び519番1に接する水路の一部(別図のとおり)

2 形質変更時要届出区域において、土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

基 準	特定有害物質の種類

規則第31条第1項の基準

砒素及びその化合物

（別図は、省略し、その図面を和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び田辺保健所衛生環境課並びに上富田町役場住民課に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第161号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和8年度前期技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 実施する等級別検定職種

(1) 1級及び2級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、非接触除去加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業、家具機械加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、化学分析（化学分析作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 2級

金属熱処理（一般熱処理作業）

(3) 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、工場板金（曲げ板金作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(ア) 1級、2級及び3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	15,100円
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、建築大工、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	18,200円

（イ）（ア）の規定にかかわらず、実技試験の受検者が次のaからdまでのいずれかに該当する場合の実技試験の手数料の額は、aからdまでの区分に応じ、それぞれaからdまでに定める額とする。

a 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びbからdまでに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	6,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	9,200円

b 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（公共職業能力開発施設の職業訓練を受けている者、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒、大学の学生その他これらに類する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

2級

検定職種	手数料（1件）
造園、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、とび、左官、築炉、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、化学分析、表装、塗装、フラワー装飾	9,200円

c 在校生（dに規定する在校生を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
機械検査	10,100円
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	12,100円

d 実技試験を実施する日の属する年度の4月1日において23歳未満である在校生（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）

3級

検定職種	手数料（1件）
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	2,900円

イ 実施期日

実技試験は、3級職種（造園職種及びとび職種を除く。）は令和8年6月10日（水）から同年8月9日（日）まで、造園職種及びとび職種は令和8年9月10日（木）から同年11月11日（水）まで、その他の職種は令和8年6月10日（水）から同年9月9日（水）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ令和8年6月3日（水）から和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）及び協会において閲覧することができる。ただし、一部の検定職種については公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験の実施期日は、検定職種ごとに次のとおりとする。

検定職種	等級	実施期日
造園、機械加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、フラワー装飾	3級	令和8年7月12日(日)
造園、金属熱処理、とび、築炉、防水施工、化学分析、塗装	1級及び2級	令和8年8月23日(日)
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	1級及び2級	令和8年8月30日(日)
非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、表装、フラワー装飾	1級及び2級	令和8年9月6日(日)

ウ 実施場所

学科試験は、和歌山市及び田辺市において別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

令和8年4月6日(月)から同月17日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を同封すること。

郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3(1)アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。ただし、実技試験若しくは学科試験の免除を受けようとする場合又は実技試験若しくは学科試験を受検しない場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号を、令和8年10月2日(金)に和歌山県ホームページに掲載するとともに、

書面で通知する。ただし、3級（造園職種及びとび職種を除く。）の技能検定合格者の合格発表は令和8年8月28日（金）に、造園職種及びとび職種の技能検定合格者の合格発表は同年11月26日（木）に、それぞれ和歌山県ホームページに掲載するとともに、書面で通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかにも合格した者については、書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級の技能検定合格者には厚生労働大臣の、2級又は3級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、1級の技能検定合格者には1級技能士章、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、労働政策課（電話番号 073-441-2800）又は協会（電話番号 073-425-4555）に問い合わせること。

和歌山県告示第162号

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、令和8年度随時技能検定の実施に係る事項について次のとおり公示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 実施する等級及び検定職種

(1) 2級及び3級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンパダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

(2) 3級

ニット製品製造（丸編みニット製造作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）

(3) 基礎級

鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト

（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

注1 2級の職種に係る試験については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧規則」という。）第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

注2 3級の職種に係る試験については、基礎級又は旧規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 技能検定試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

2級、3級及び基礎級

検定職種	手数料（1件）
機械検査、婦人子供服製造	15,100円
鋳造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装	18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間において、別途和歌山県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日を行う。

ウ 実施場所

実技試験は、別途協会が指定する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 手数料 1件につき3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの間において、別途協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験は、別途協会が指定する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

協会

郵便番号 640-8272

和歌山市砂山南三丁目3番38号 和歌山技能センター内

電話番号 073-425-4555

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱記し、返信用封筒(角形2号封筒に宛先を記入し、180円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「〇級技能検定受検申請書在中」と朱記すること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料(3(1)アに定める額)及び学科試験の手数料(3,100円)を申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は実技試験若しくは学科試験を受けなかった場合でも手数料の返還はしない。

6 合格の通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格した者については、書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

2級、3級又は基礎級の技能検定合格者には知事の合格証書が交付されるとともに、2級の技能検定合格者には2級技能士章、3級の技能検定合格者には3級技能士章が、それぞれ交付される。

7 その他

2級、3級及び基礎級技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

なお、技能検定について不明な点は、和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課(電話番号 073-441-2800)又は協会(電話番号 073-425-4555)に問い合わせること。

和歌山県告示第163号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

名称	所在地	解除年月日
隠谷池（湯川町富安）	御坊市湯川町富安字隠谷20-1	令和8年3月3日

和歌山県告示第164号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 御坊市熊野字柳谷1136の37、1136の38
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第165号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第166号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第167号

令和8年和歌山県告示第31号（以下「告示第31号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮崎 泉

1 所在が不分明である通知の相手方

梅裕義夫

山中寅造

大倉保子

家高秀一

坂内刃松

後美輝

梅裕鶴吉

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第31号のとおり

和歌山県告示第168号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和8年3月3日

和歌山下津港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 宮崎 泉

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

(2) 名称 和歌山県

(3) 代表者住所 和歌山県和歌山市福島29番地

(4) 代表者氏名 和歌山県知事 宮崎泉

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市築港五丁目19番並びに六丁目21番及び22番1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点）

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

1の地点 基点から26度51分11秒 1,465.85mの地点

2の地点 1の地点から352度55分51秒 0.22mの地点

3の地点 2の地点から307度21分37秒 0.76mの地点

4の地点 3の地点から330度08分44秒 1.45mの地点

5の地点 4の地点から60度07分04秒 198.35mの地点

6の地点 5の地点から93度25分25秒 1.45mの地点

7の地点 6の地点から171度08分03秒 0.76mの地点

8の地点 7の地点から126度33分48秒 0.76mの地点

9の地点 8の地点から172度09分39秒 0.17mの地点

(3) 面積

468.24㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県和歌山市築港五丁目19番並びに六丁目21番及び22番1の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結ぶ線により囲まれた区域

基点（国土地理院「和歌山下津港」四等三角点）

北緯 34度12分32.4690秒

東経 135度08分29.6800秒

アの地点 基点から26度01分49秒 1,418.29mの地点

イの地点 アの地点から330度07分55秒 86.46mの地点

ウの地点 イの地点から60度07分56秒 301.29mの地点

エの地点 ウの地点から150度08分40秒 115.93mの地点

オの地点 エの地点から239度39分31秒 251.65mの地点

カの地点 オの地点から330度42分50秒 28.79mの地点

(3) 面積

33,358.44㎡

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 公有水面埋立免許年月日

令和8年2月19日

警察本部告示**和歌山県警察本部告示第2号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和8年3月3日

和歌山県警察本部長 野本 靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の内容

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る機器等更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）仮想化ソフトウェアを用いた仮想化基盤をHA構成により構築した実績又は再構築した実績を有すること。

（イ）2台以上のHA構成で、仮想サーバ5台（1台当たりの割当メモリ量は平均4GB以上とする。）以上を稼働可能である仮想化基盤を構築した実績又は再構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）24時間365日運用によるサーバ機器及びストレージ装置について、メンテナンスリース又はレンタルを行い、かつ、機器保守を行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで及びケからサ

までに掲げる要件を全て満たし、構成員のうち機器等更新業務を担当する者は (1) のオ及びキに掲げる要件を、賃貸借業務を担当する者は (1) のカ及びクに掲げる要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその交付方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでない場合

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

(カ) 誓約書

(キ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

(ケ) 2の (1) のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(コ) 2の (1) のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(サ) 申請者に機器等更新体制が整備されていることを証明する機器等更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の (ア)、(ク) 及び (サ) から (ス) までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、(ケ) の書類については機器等更新業務を担当する構成員が、(コ) の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出すること。

また、(イ) から (キ) までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(オ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

- b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目
- (カ) 誓約書
- (キ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）
- (ク) 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等
- (ケ) 2の（1）のオに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (コ) 2の（1）のカに掲げる要件を満たすことを証する業務実績証明書（入札公告の日から過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (サ) 申請者に機器等更新体制が整備されていることを証明する機器等更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）
- (シ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの
- a 障害発生時の連絡体制図を添付していること。
- b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。
- (ス) コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。
- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号）に基づく競争入札参加資格者名簿に記載されていることが確認できる書類をもって、（1）のア又はイに掲げる（イ）から（カ）までの申請書類に代えることができる。
- (3) （1）のア及びイに掲げる（ア）、（イ）、（カ）、（キ）及び（ケ）から（シ）までの申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和8年3月3日（火）から同年4月27日（月）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。
- (4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和8年3月3日（火）から同月13日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
- (1) 3の（1）に掲げる申請書類（（ク）に掲げる書類を除く。）
令和8年3月3日（火）から同月23日（月）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、書留郵便又は電子メール（3の（1）のア及びイに掲げる（ウ）、（オ）及び（キ）の申請書類については、持参又は書留郵便に限る。）により提出するものとする。
なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年3月23日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。
- (2) 3の（1）に掲げる申請書類（（ク）に掲げる書類に限る。）
令和8年3月3日（火）から同月10日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（同月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に5に掲げる場所に持参、書留郵便又は電子メールで提出するものとする。

なお、書留郵便による提出の場合は、令和8年3月10日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着させなければならない。

5 資格審査申請書類の交付の場所

情報管理課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和8年4月13日（月）までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、代表者に通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和8年4月20日（月）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和8年4月22日（水）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉 井 和 視

和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 吉井和視
和歌山県監査委員 北山慎一

和歌山県監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田嶋久嗣
和歌山県監査委員 河野ゆう
和歌山県監査委員 吉井和視
和歌山県監査委員 北山慎一

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田嶋久嗣
和歌山県監査委員 河野ゆう
和歌山県監査委員 吉井和視
和歌山県監査委員 北山慎一

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した財政的援助団体等の監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田嶋久嗣
和歌山県監査委員 河野ゆう
和歌山県監査委員 吉井和視
和歌山県監査委員 北山慎一

和歌山県監査公表第6号

令和7年12月1日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第7号

令和7年12月1日付け監査報告第16号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

和歌山県監査公表第8号

令和7年12月1日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、和歌山県監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/230100/kansahome/kansa-main/index.html>）から閲覧することができる。

令和8年3月3日

和歌山県監査委員 田 嶋 久 嗣
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 吉 井 和 視
和歌山県監査委員 北 山 慎 一

諸 報**入 札 公 告**

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和8年3月3日

和歌山県警察本部長 野 本 靖 之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和8年度から令和13年度まで

(2) 調達役務の名称及び数量

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 交通仮想化基盤サーバ更新委託業務

契約日から令和9年3月31日（水）までの間

イ 交通仮想化基盤サーバ賃貸借業務

令和8年10月1日（木）から令和13年9月30日（火）までの間

(4) 調達役務の内容

交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

和歌山県警察本部が指定する場所

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8年和歌山県警察本部告示第2号に規定する交通仮想化基盤サーバ更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間等

(1) 場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

メールアドレス e8007002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

令和8年3月3日（火）から同年4月27日（月）午後5時まで。ただし、（1）の場所での備付けは、同年3月3日（火）から同年4月27日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和8年3月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）。

(3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び（1）の場所での備付け

4 入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の（1）の場所での交付

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和8年3月3日（火）から同月13日（金）まで（同月3日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に情報管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

イ 入札日時

令和8年4月28日（火）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵送による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和8年4月27日（月）午後5時までに情報管理課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和8年4月27日（月）午前9時から同月28日（火）午後1時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札に参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、

無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal of Wakayama Prefectural Police Information System, "Traffic Virtualization Infrastructure", and equipment lease

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. Tuesday 28 April 2026 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Monday 27 April 2026, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Monday 27 April 2026 to 1:45 p.m. Tuesday 28 April 2026)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp